





		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流(親蟹)	25kg以上
内共第7号 (上市川上流)	白龍漁業協同組合	いわな	放流	3,000尾以上
		にじます	放流	3,000尾以上
		ふな	放流	1,500尾以上
内共第8号 (白岩川)	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	300kg以上
		こい	放流	5,000尾以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流(親蟹)	25kg以上
内共第9号 (白岩川上流)	白岩川南部漁業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第10号 (神通川)	富山漁業協同組合	あゆ	放流	5,000kg以上
			放流(親魚)	10,000尾以上
		さくらます	放流	400kg以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	5,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		ふな	放流	30,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	200,000粒以上
内共第11号 (井田川)	婦負漁業協同組合	あゆ	放流	600kg以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	6,000尾以上
		さくらます	汲み上げ放流(親魚)	20尾以上
内共第12号 (大長谷川)	婦負漁業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
内共第13号 (百瀬川)	庄川沿岸漁業協同組合連合会	にじます	放流	5,000尾以上
		いわな	放流	10,000尾以上
		こい	放流	2,500尾以上
		うなぎ	放流	20kg以上
内共第14号 (庄川)	庄川沿岸漁業協同組合連合会	あゆ	放流	5,000kg以上
			放流(親魚)	7,000尾以上
		さくらます	放流	400kg以上
		にじます	放流	30,000尾以上
		やまめ	放流	11,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	50,000粒以上
		うなぎ	放流	100kg以上

内共第15号 (庄川上流)	庄川沿岸漁業協 同組合連合会	にじます	放流	20,000尾以上
		やまめ	放流	4,000尾以上
		いわな	放流	50,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		うぐい	放流(親魚)	100尾以上
		うなぎ	放流	50kg以上
内共第16号 (小矢部川)	小矢部川漁業協 同組合	あゆ	放流	1,500kg以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		ふな	放流	3,000尾以上
		うぐい	産卵場造成	500m <sup>2</sup> 以上
		もくずがに	汲み下ろし放 流(親蟹)	100kg以上
内共第17号 (宮川及び高原川)	富山漁業協同組 合 宮川下流漁業協 同組合 高原川漁業協同 組合	あゆ	放流	1,000kg以上
		やまめ	放流	10kg以上
		いわな	放流	5kg以上

## 2 放流する魚の大きさ

魚種名	1尾あたりの大きさ
あゆ	3g以上
いわな	2g以上
うなぎ	20g以上
かじか	5g以上
こい	9g以上
さくらます	2g以上
にじます	6g以上
ふな	9g以上
やまめ	2g以上
もくずがに	甲幅5cm以上

## 3 種苗放流についての留意事項

- (1) やまめの放流については、あまごが混入しないよう努めること。
- (2) こいの放流については、PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されているこい群のこいを用いること。なお、コイヘルペスウイルス病まん延防止を



2 店舗を設置する者 有限会社サンビック、株式会社サンビック富山

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) コメリホームセンター小矢部店 小矢部市西中野字坂東 489番 計  
56筆

(変更後) コメリホームセンター小矢部店 クスリのアオキ小矢部桜町店 小  
矢部市西中野字坂東 489番 計35筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 有限会社サンビック 魚津市住吉 543番地1 代表取締役 大江  
久雄

(変更後) 有限会社サンビック 魚津市住吉 543番地1 代表取締役 大江  
功一郎

株式会社サンビック富山 富山市新庄本町二丁目2番43号 代表取  
締役 大江 功一郎

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1 代表取締役  
捧 雄一郎

(変更後) 株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1 代表取締役  
捧 雄一郎

株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地 代表取締  
役 青木 宏憲

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,927㎡

(変更後) 5,286㎡

(5) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物東側1箇所/94台

(変更後) A棟建物北側1箇所/94台

B棟建物北側、東側、西側1箇所/52台

(6) 駐輪場の位置及び収容台数

- (変更前) A棟建物北側1箇所／6台  
(変更後) A棟建物北側1箇所／6台  
B棟建物北側1箇所／12台
- (7) 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) A棟建物北東側1箇所／26.0m<sup>2</sup>  
(変更後) A棟建物北東側1箇所／26.0m<sup>2</sup>  
B棟建物南側1箇所／37.0m<sup>2</sup>
- (8) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 建物北東側1箇所／20.25m<sup>3</sup>  
(変更後) 建物北東側1箇所／20.25m<sup>3</sup>  
建物南側1箇所／15.6m<sup>3</sup>
- (9) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 株式会社コメリ／午前7時及び午後9時  
(変更後) 株式会社コメリ／午前7時及び午後9時  
株式会社クスリのアオキ／午前9時及び午後10時
- (10) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 駐車場1／午前6時30分～午後9時30分  
(変更後) 駐車場1／午前6時30分～午後9時30分  
駐車場2／午前8時30分～午後10時30分  
駐車場3・4／午前6時30分～午後10時30分
- (11) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 4箇所／敷地北側2箇所、敷地西側2箇所  
(変更後) 4箇所／敷地北側2箇所、敷地西側2箇所
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 荷さばき施設／午前6時～午後11時  
(変更後) 荷さばき施設1／午前6時～午後11時  
荷さばき施設2／午前5時～午後11時

#### 4 変更の日

- 3 変更事項 (1)、(3) 令和3年2月26日

(2) 平成21年10月21日、令和3年2月26日

(4)～(12) 令和3年10月27日

## 5 変更の理由

3 変更事項 (1) 店舗の名称の変更及び、所在地の筆数に変更となったため

(2) 建物設置者の追加及び、既に届出済みの法人の代表者を変更したため

(3) 小売業者が追加となったため

(4)～(12) 敷地を拡張し、ドラックストアを誘致することにより、  
近隣住民の利便性向上を図るため

6 届出の日 令和3年2月26日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和3年3月8日から令和3年7月8日まで

## 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により氷見市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月8日

富山県知事 新 田 八 朗

## 都市計画の種類及び名称

- (種類) 氷見都市計画道路
- (名称) 3・5・4号 加納稻積線  
3・5・6号 朝日公園線  
3・5・9号 氷見大野線  
3・5・12号 幸町線  
3・5・13号 幸町北大町線  
3・6・5号 氷見駅鞍川線

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高岡市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月8日

富山県知事 新 田 八 朗

## 都市計画の種類及び名称

- (種類) 富山高岡広域都市計画道路
- (名称) 3・4・441号 中田西線  
3・4・454号 中田東線

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高岡市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月8日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類

(種類) 富山高岡広域都市計画用途地域